

【右翼大音量街宣禁止へ！ニュース】 3号：2015年4月4日(土)

☆朗報！ 4/3(金)夕方に、裁判所が、右翼に「街宣禁止の仮処分」を出した!!

(戸田の3/23申立てからわずか11日後、4/3「審尋」即日の異例のスピード決定！)

(迷惑・不安・恐怖感を受け続けた住民の怒りを裁判官が受け止めてくれたのだと思います。)

戸田事務所のある新橋町三松マンションから

☆「半径 500m以内の範囲で街宣禁止」!!

新橋町・柳町・栄町一帯と市役所がスッポリ入る範囲！
門真小や保育園、病院も安心！ もう右翼は来れません

< 仮処分決定 > 主文 (大阪地方裁判所第1民事部 裁判官 西岡繁靖)

債務者(東大阪市の右翼：堂村益巳)は、債権者(戸田)に対し、自ら下記の行為をしてはならず、又は第三者をして下記の行為を行なわしめてはならない。

記

債権者の議員事務所兼自宅の存する建物(大阪府門真市新橋町120-18 三松マンション)の正面玄関から半径500m以内の近隣(別紙地図の黒色の円の範囲内)において徘徊し、大声を張り上げ、街宣車や拡声器を使って「戸田先生は門真市長が不正を容認している」、「戸田先生、いつもありがとうございます!」、「戸田先生!」等の演説や揶揄をし、「もしもし戸田よ、戸田さんよ」などという歌を歌う等して債権者の業務を妨害し、名誉・信用を毀損する一切の行為

さあ次は、「戸田へのデマ宣伝」=名誉毀損による「堂村・糸の大嘘連合」逮捕だ!



門真市議会議員

戸田ひさよし

〒571-0048 大阪府門真市

新橋町12-18

三松マンション207

電話; 06-6907-7727

FAX; 06-6907-7730

メールアドレス;

toda-jimu1@hige-toda.com

ホームページ;

<http://www.hige-toda.com/>

「戸田ひさよし」ですぐ検索できます。ぜひご覧下さい。

▲何かあると右翼が街宣に来て門真の市政に介入したり、
▲犯罪的なデマ宣伝を容易に吹聴する人がいたり……、
……こんな「低レベルな門真」はもう終わりにしよう！

1: 右翼が門真に執拗に街宣に来るのは、門真市の誰かが呼び寄せているから！ 黒幕は誰だ?! 戸田は今後追求していく！



■「犯人探し」の鉄則は、「その事で得をしているヤツ、得をするヤツは誰か？」を考えることだ！

この間、自宅や事務所前での右翼の嫌がらせ街宣の被害を受けてきたのは、戸田の他に、園部市長、自民党や公明党の議員、民主党系の議員、府議選の自民党候補だけ。◆「右翼街宣の被害者の共通点」は、「新体育館建設やトボス補償は適正だ」と表明している事と、「府議選での支援対象」です。

2: 議員や市長が密かに金を授受するのは「犯罪」ですから、確かな証拠も無く、また明らかにデマであるような「〇〇は〇〇から金をもらってる」等の「ウワサ」を吹聴するのは「犯罪者呼ばわりする」事と同じであり、ウワサを吹聴する人自身が「名毀損罪という犯罪」に問われます！

■門真ではいまだに馬鹿げた「ウワサ」を吹聴したり、証拠が全く無いのに「さもなりなん」と信じたりする、「レベルの低い風潮」が残っている部分があるようです。実に情けない話です。

- ・「戸田が右翼の堂村に毎月 100 万円出してきた」(!) ~ 右翼の堂村発案のウソ
- ・「戸田が冤罪回復支援してきた系から多額の金をせびり取った」(!) ~ 堂村の仲間になった系発案のウソ
- ・「戸田が園部市長から 3000 万円もらって、園部支援に回った」(出所不明のウソ) ……ほかいろいろ。

こういうウワサを吹聴する人には「あなた、それは名誉毀損犯罪をしている事になるよ」、と注意してあげて！

3: 「トボスを市が 15 億円で買うべきだった」論はデタラメすぎ！

■毎日新聞も右翼も共産党も、「正義の告発人 竹内さん」(市議選に4度目出馬狙い)も「2010 年3月に光亜興産グループがダイエーからトボスの土地建物を 15 億円で買った時点で、市が買うべきだった」(そうすれば建物補償 29 億円は不要だった)と主張していますが、この主張はデタラメ過ぎると言わざるを得ません。

↓ ↓ ↓

▲よそ様が落札して購入決定したものを、行政が「いや、うちが買いたいからうちに売れ」と、「後出しジャンケンで横取りを狙う」ような事は極めてまれな話だ。あるとすれば、迷惑施設の建設が計画されていて住民の反対も強いので、それを阻止するために行政が買い取り希望を出す場合くらいだろう。しかし光亜の買い取りはそうではないから、「行政が横取りを狙う大義名分」は成り立たない。

▲そもそも行政は「撤去しなければならない建物」を買う事はしない。また行政が買う土地は、「建が撤去されて更地になっている土地」である。ところが 2010 年 3/2 の「光亜によるトボス落札」の時点では、トボスの建物がデーンと建っている！ それだけでなくトボス自体もトボス内約 50 店舗もそこでまだ営業している！ (トボス閉鎖は 2010 年 3 月末)

こんな状態のトボスを行政が買い取り希望を出すなんて、「行政がしてはならない事」に属する事だ！

▲市が必要になったのはトボスの半分の面積部分(新体育館)だけ！「残り半分は必要ないのに全部を買う」(残りは転売狙いに?) なんて、これも「行政がしてはならない事」に属する事だ。

▲今回の方式だったからこそ国から 20 億円補助を得て、市費 9 億円だけで(土地交換を経て)体育館用地を適切な場所に得られた。非難者側の論では「(建物撤去費 5 億を足すと)市費負担が 20 億円もかかって国補助ゼロ、土地の半分は使用目的無しで市が転売に努力」という、とんでもない話になってしまう。